Vol.44「公表しても、まだ間に合う 意匠権取得」

公開してしまったデザインも、公開してから6ヶ月以内の出願であれば意匠権を取得できる可能性がありま す。

意匠権を取得するための重要な要件のひとつに「新規性」があります。公知の(既に公開されている)意匠、 またはそれに類似する意匠は意匠登録を受けることができません。しかし、商品の販売、コンペへの参加や 展覧会への出品等、出願前に意匠が公知になる機会もあり、意匠権の取得を諦めてしまう場合も多いと思わ

そのため、特許庁では、自身の創作デザインを保護する手段の一つとして有効な意匠権を、出願前に意匠を 公開してしまった場合でも得られるように、**意匠の新規性喪失の例外規定**の制度を設けています。

この意匠の新規性喪失の例外規定について、【特許庁審査業務部意匠課意匠審査基準室】から寄稿いただ き、Vol.44では基本のルール解説を、Vol.45では申請の際の注意点をご紹介します。

(2013年4月1日 編集・文責:デザイン保護委員会 委員長 丸山和子)

※JPDA権利保護委員会は、4月1日からJPDAデザイン保護委員会と名称を変更いたします。活動内容はこれ までと変わりません。これからもよろしくお願いいたします。



(イラスト作成:デザイン保護委員会 委員/徳岡 健)

● 情報発信

意匠権の新規性喪失の例外規定について [前編] 特許庁審査業務部意匠課意匠審査基準室

今回、「意匠の新規性喪失の例外規定」、特に、自らの行為に基づいて意匠が公開された場合(意匠登録を 受ける権利を有する者の行為に起因して意匠を公開した場合)についてご紹介したいと思います。

日本の意匠制度においては、意匠登録出願前から世の中に知られていた意匠(新規性がない意匠)、また は、簡単に創作ができた意匠(創作容易である意匠)は、意匠登録を受けることができません。

ですから、出願前に、その意匠を例えば展示会に出品してしまったとか、ホームページ上で公開してしまっ た、という事実があると、その意匠の創作者自身の出願であったとしても、公開の事実を理由に「新規性が ない」「創作容易である」と判断され、拒絶になってしまいます。

しかし、実際には新製品の発表やその製品の取引のために、出願前の公開を避けられないこともあります。そ のような場合に、意匠権を得ることができない、とすることは、せっかく新しい意匠を生み出した創作者に とって厳しいものであり、産業の発達に寄与するという意匠法の趣旨にも沿いません。

そのため、意匠が公開された後に出願された場合であっても、以下の要件を満たせば、その公開によって、 出願された意匠の新規性は喪失しないものとして取り扱う、という制度を設けています。それが「意匠の新規 性喪失の例外」(意匠法第4条第2項)の規定です。

実際に新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには、 1. 意匠登録出願の意匠が、意匠登録を受ける権利を有する者(意匠の創作者又はその承継人)の

- 行為に基づいて公開されていること。 2. 意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願をしていること。
- 3. 意匠が初めて公開された日から6月以内に意匠登録出願をしていること。

がって、証明書の署名欄には、出願人以外の第三者の署名が必要です。

という要件を満たしている必要があります。

そして、 1. 意匠登録出願時、願書に新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする出願である旨を記載する。

- (願書に【特記事項】」の欄を設けて「意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠 登録出願」という記載をする。) 2. 意匠登録出願の日から30日以内に、公開された意匠が新規性喪失の例外規定の適用を受ける
- ことができる意匠であることを「証明する書面」を、「新規性の喪失の例外証明書提出書」と ともに提出する。 という手続きが必要です。

「証明する書面」には、意匠が公開された事実(公開日、公開場所等)、公開した意匠の写真や図面、公開

の事実を証明するための署名等を記載、または添付します。 この意匠を公開した事実は、信頼性を高めるために客観的な証拠資料で証明されなければいけません。した

意匠の新規性喪失の例外規定や、申請手続についての詳細は、特許庁のホームページでも紹介しています。

「意匠審査基準」 http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/kijun/kijun2/isyou-shinsa_kijun.htm

「意匠審査便覧」

を公開しました。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/kijun/kijun2/isyou_binran.htm

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/toiawase/faq/isyou_4_2_faq.htm

また、平成24年11月に、「意匠の新規性喪失の例外規定(意匠法第4条第2項)についてのQ&A集」

これは、意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受ける際の手続きに関して意匠審査基準室に寄せられた質問 の中で、特に問い合わせの多いものをまとめ、内容ごとに整理したものです。ぜひ参考にして下さい。

● 活動報告

後編では、新規性喪失の例外規定の適用を申請する際の注意点についてご紹介します。

委員会名の変更 「権利保護委員会」から「デザイン保護委員会」へ

これまで、JPDA「権利保護委員会」として、デザインとデザイナーの権利と保護を目指し活動して参りまし

たが、この委員会の性格上、協会内の活動に留まらず、外部との連携の機会が多くあります。その時に〈権 利〉が何の権利を指すのかが、直ぐにわかって頂けない場面が何度も有りました。 そのため、より活動内容に相応しい名称ということで2013年4月1日から「デザイン保護委員会」と変更い たします。

■活動方向は、これまでどおりです。

●デザインの社会的地位の向上を目指す。 ●デザイン自体の保護と、デザインを創作するデザイナーの保護の方法の検討。

- ●提案デザインに対するクライアントとの意識・認識の共有を図る。 ●双方が納得できる契約の仕方の検討と提案。
- ■そのための主な活動
- ●デザイン8団体(D-8)との連携 ●D-8デザイン保護研究会参加
- ●外部の関連機関との連携

お断りいたします。

- [特許庁・東京都知的財産総合センター・(社)日本デザイン保護協会・(一社)発明推進協会 他] ●JPDAウェブサイトからの委員会レポート定期発信/月1回
- ●会員・一般への知財勉強会の企画開催
- ●JPDAデザイン保護ハンドブック(2010年3月31日発行)の充実と改訂版の検討
- ◆このページに限らずVol.1~これまでに掲載した内容は著作権・他で保護されています。無断転用・引用は